

第23号議案

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年3月22日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

市職員に支給する3月期の期末手当を廃止するほか、所要の改正を行うもの
あります。

府中市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(府中市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 府中市職員の給与に関する条例（昭和29年6月府中市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第19条第1項中「、3月1日」を削り、同条第2項中「(3月に支給する場合においては100分の20)」を削り、「3月以内（支給基準日が12月1日であるときは6月以内）」を「6月以内」に改め、同条第4項中「、「100分の20」とあるのは「100分の15」と」を削る。

別表第1備考1中「160,700円」を「157,100円」に改める。

(府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 府中市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月府中市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第2条中「100分の110」を「100分の120」に、「100分の60」を「100分の67.5」に改める。

付 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条並びに付則第4項、第6項及び第7項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 令和4年6月1日を支給基準日とする期末手当についての第1条の規定による改正後の府中市職員の給与に関する条例第19条第2項の規定の適用については、同項中「6月以内」とあるのは、「3月以内」とする。

(府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部改正)

- 3 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例（昭和29年6月府中市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第3条第2項中「(3月に支給する場合においては100分の20)」を削る。

(府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例の一部改正)

- 4 府中市長、副市長及び常勤監査委員の給与及び旅費支給条例の一部を改正する条例（令和3年11月府中市条例第15号）の一部を次のように改正する。
第2条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。
（府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部改正）
- 5 府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例（昭和29年9月府中市条例第35号）の一部を次のように改正する。
第3条第2項中「（3月に支給する場合には100分の20）」を削る。
（府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 6 府中市教育委員会教育長の給与、旅費及び職務に専念する義務の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月府中市条例第17号）の一部を次のように改正する。
第2条中「100分の212.5」を「100分の222.5」に改める。
（府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例の一部改正）
- 7 府中市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部を改正する条例（令和3年11月府中市条例第19号）の一部を次のように改正する。
第2条中「100分の110」を「100分の120」に、「100分の157.5」を「100分の167.5」に改める。